

監 査 結 果 報 告 書

定 期（財 務）監 査 結 果 報 告

令和8年8月

苅 田 町 監 査 委 員

目 次

I 定期監査

第1	監査の目的	1
第2	監査の方法	1
1	監査の主な着眼点	1
2	監査の重点項目	1
3	監査の実施期間及び対象機関等	1
第3	監査の結果の概要	2
第4	各重点項目の監査結果	2
1	修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について	2
(1)	監査の内容	2
(2)	監査の視点	2
(3)	監査の結果及び意見	2
2	負担金、補助金、助成金等の交付事務について	2
(1)	監査の内容	2
(2)	監査の視点	3
(3)	監査の結果及び意見	3
3	財産について	3
(1)	監査の内容	3
(2)	監査の視点	3
(3)	監査の結果及び意見	3

I 定期監査

第1 監査の目的

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正・適切に行われているかについて、「苅田町監査基準」（令和2年苅田町監査委員告示第3号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の方法

監査の方法は、事前に提出を受けた資料について関係職員から説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

また着眼点及び重点項目については以下のとおりとした。

1 監査の主な着眼点

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的、効率的かつ効果的に執行されているか
- ③ 組織・運営の合理化に努めているか

2 監査の重点項目

- ① 修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について
- ② 補助金、負担金及び助成金等の交付事務について
- ③ 財産について
 - ・財産（土地・建物等）の管理
 - ・出資による権利
 - ・債権の管理状況

3 監査の実施期間及び対象機関等

- ① 実施期間 令和8年6月15日～令和8年8月5日
- ② ヒアリング日程及び対象機関

ヒアリング日程		対象機関
7月2日	午前	消防本部、総合行政委員会事務局、議会事務局、農政課、農業委員会事務局、税務課
	午後	財政課、施設管理室、総務課、危機管理室、住民課、会計課
7月3日	午前	福祉課、都市計画課
	午後	企画課、デジタル推進室、生涯学習課、学校教育課
7月6日	午前	土地区画整理課、交通商工課、人事秘書課
	午後	環境課、人権男女共同参画室、保険健康課、建設課
7月8日	午前	こども課、水道課、下水道課

第3 監査の結果の概要

今年度は例年行っている各重点項目の監査に加えて、所管課が掲げる目標及びその達成状況について聞き取りを実施した。その際、令和7年度事業において達成された事項および達成が困難であった事項を確認し、今後の課題や改善すべき点について検討を促した。

各重点項目については、関係書類の提出を求め監査した結果、概ね財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。一方で検討・改善を要する事務処理も一部見受けられたため、これらを踏まえ、今後より一層、適切な事務の執行に努められたい。

第4 各重点項目の監査結果

1 修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について

(1) 監査の内容

地方公共団体の事業執行にあたって、工事の請負や必要な物品・サービスの調達、その多くが契約によってなされるものであり、契約のあり方は行政の適正かつ効率的な執行において重要な役割を果たすものである。また、財源が税金によって賄われるものであるため、競争性を基本とし、公平性、透明性、経済性の確保が重要となる。さらに地域活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要がある。

上記を踏まえ、今回の監査は、所管課が締結した契約事務が経済的かつ効率的で、法や内部規範に基づき適正に執行されていたかについて聞き取りにより検証を行った。

(2) 監査の視点

- ① 契約事務は適正で、経済的かつ効率的か
- ② 随意契約の理由は法令に照らして適正か
- ③ 契約変更の理由や手続きは適正か

(3) 監査の結果及び意見

監査を行った結果、契約事務については概ね適正なものであったが、次の通り改善・検討する事項が見受けられた。

工事請負契約及び委託契約において、物価及び人件費上昇等を理由として、前年度より契約金額が増加している事例が見受けられた。予算編成や設計にあたっては市場価格等を十分に調査した上で積算し、見積書の提出を受けた際には内容及び価格の妥当性について精査するなど経済性の確保に努められたい。

工事請負契約については、着手後に設計変更を余儀なくされたことに伴う契約変更が見られたため、契約変更にあたっては、工事設計等契約変更事務取扱規程を遵守し、発注前の計画及び事前調査を綿密に行い、工期中みだりに設計変更が生じないよう努められたい。

委託契約については、委託による効果の検証並びに委託先の適正性の確認を行い、漫然と事業を継続することのないよう、毎年度見直しを図られたい。

2 負担金、補助金、助成金等の交付事務について

(1) 監査の内容

① 負担金について

負担金は、法令に基づいて支出が義務付けられている負担金のほか、地方公共団体が任意で加入している各種団体等に対する負担金や研修参加の負担金等がある。負担金の支出にあたっては、その目的が明確であり、かつ公益上の必要性を有するものを対象とし、経済的かつ効率的な支出に努めていく必要がある。

このため、各課が支出している負担金について、適正に交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

② 補助金、助成金等について

補助金、助成金等については、法で「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、町は公益上必要があると認めた場合にのみ、特定の事業や活動を助長、奨励するために、反対給付なく補助金を支出することができるものである。

このため、各課の補助金等交付について、その性質や目的、効果に照らして適正に交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

(2) 監査の視点

- ① 負担金支出の目的・効果は適正か
- ② 補助金・助成金支出の目的・効果は適正か

(3) 監査の結果及び意見

負担金や補助金・助成金等の支出については、主に前年度から増減があった項目について聞き取りを実施した結果、概ね適正なものであった。

一方で、一部の負担金や補助金・助成金等が継続して交付されているにもかかわらず、その必要性や効果に関する検証が十分とは言えないものが見受けられた。今後の交付にあたっては、漫然と交付することのないよう、交付目的との整合性、必要性及び効果等を十分に検討したうえで、適切な執行に努められたい。

3 財産について

(1) 監査の内容

財産については、法で「財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定されており、町が保有する次の財産を対象として、財産が適正に管理され、有効活用が図られているかについて聞き取りにより検証を行った。

- ① 財産（土地・建物等）
- ② 出資
- ③ 債権

(2) 監査の視点

- ① 財産の管理は適正か（売払い、買取、出資、債権管理等）

(3) 監査の結果及び意見

財産については、主に前年度から増減のあった項目について聞き取りを実施した結果、概ねその管理は適正なものであった。

ただし、聞き取りでは行政目的が必ずしも明確でない行政財産（土地）が確認されたことから、所管課において現状を精査のうえ、必要に応じて用途廃止を検討されたい。また、土地などの保有・維持管理には経常的な費用を要するため、売却の可能性を含め、維持管理コストの低減策等を検討し、経済的・効率的な管理に努められたい。